



令和 4 年 10 月 25 日

木更津市長 渡 辺 芳 邦 様

木更津市特別職報酬等審議会
会 長 佐 伯 康 子



木更津市特別職の報酬等の額について（答申）

令和 4 年 10 月 11 日付けで木更津市長から諮問のあった木更津市特別職の報酬等の額について、次のとおり答申する。

1 答 申

市長、副市長及び教育長の給料の額並びに市議会の議長、副議長及び議員の報酬の額は、現行の額に据え置くことが適当である。

2 付帯意見

- (1) 市議会議員並びに市長等、特別職の期末手当の支給月数を一般職と同様に人事院勧告に準じて改定を行うことは妥当である。
- (2) 市民に理解される行政運営を行っていく上でも、市議会議員や市長等、特別職の報酬等に対する市民の理解は不可欠である。平成 12 年度を最後に 20 年以上審議会が開催されてこなかったことは本審議会設置の趣旨に添うものではなく、また適正な額の審議が困難になることから、開催時期等、今後の審議会の在り方について検討されたい。

3 審議経過

(1) 給料・報酬の額について

《審議の方向性》

特別職の給与改定にあたっては、他市の状況や一般職の給与改定の状況等を総合的に勘案して改定することとなるが、一般職における人事院勧告の状況については、特別職の額改定が最後に行われた平成 5 年から現在までの月例給の累積改定率で見た場合、平成 5 年と令和 4 年とで概ね同水準となっていることを確認した。このことから、他市状況との比較に重点を置いて審議を行うこととした。

《他市状況との比較検討》

類似団体及び県内団体と給料・報酬月額、また手当も含めた年間収入の視点で比較検討を行い、市長、副市長及び教育長については概ね適正な水準で

あることを確認した。

また、議長、副議長、議員については、人口規模や議員一人当たりの人口割合と比較すると類似団体の中では低い水準ではあるものの、県内団体との比較では概ね適正な水準であることを確認した。

《消費者物価指数から見た検討》

千葉市の消費者物価指数の推移を見ると、平成5年度から令和3年度までで4.4%上昇しており、額の引き上げについて検討する余地があるとの意見も出たが、新型コロナウイルス感染症が未だ収束せず、困窮している市民もいる中、この時期に引き上げるべきではないとの意見があった。また、仮に引き上げの検討を行った場合でも、新型コロナウイルス感染症の影響や物価高騰など、経済状態が不安定な状況にある中、幾らが妥当なのかという審議自体が困難であることから、現行の額に据え置くことが適当であるとの結論に至った。

(2) 期末手当改定の考え方について

市議会議員並びに市長等、特別職の期末手当の支給月数については、一般職と同様に国の人事院勧告及び千葉県的人事委員会勧告に準じてこれまで改定を行ってきている経緯がある。

令和4年の人事院勧告では年間月数を0.1月分引き上げる増額勧告となっており、従来の考え方によれば特別職についても期末手当を0.1月分引き上げるものとなる。

給料・報酬月額については引き上げを検討する要素もある中、新型コロナウイルス感染症等の影響を鑑み、現行の額に据え置くこととしており、その整合性も含め期末手当の引き上げが妥当なのかという点を中心に検討を行った。

この点については、直近で言えば令和2年、3年と人事院勧告では期末手当の引き下げが勧告され、特別職についても勧告に準じて引き下げの改定を行ってきていること、人事院勧告等が民間給与や経済情勢の実態を勘案し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する趣旨で勧告されるものであること、また千葉県内の多くの団体が同様の考えで改定を行っていることを踏まえると、特別職についても一般職と同様に人事院勧告等に準じて改定するという考え方は合理性があり、妥当であるという結論に至った。

以 上